## 令和4年12月23日(金) 国土交通省関東地方整備局 総務部

#### 記者発表資料

# 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ReR(所在地 和歌山県和歌山市)に対して、指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

## 発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ 竹 芝 記 者 ク ラ ブ 神 奈 川 建 設 記 者 会

### 問い合わせ先

〇総務部契約課長

カワハラ トシュキ

河原 利幸 (内線2511)

〇総務部契約課課長補佐

コハ゛ヤシ カス゛オ

小林 和生 (内線2517)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151(代)

総務部契約管理官

タク゛チ ユミコ

田口 由美子 (内線5880)

総務部経理調達課長

イソタニ トモヒコ

磯谷 智彦 (内線5870)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

〇は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指	名	停	止	措	置	業	者	住所		
株式会社ReR								和歌山県和歌山市八番丁9番地 パーク県   信ビル701号		

#### 2. 指名停止措置期間

令和4年12月23日から令和5年2月22日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置対象区域:関東地方整備局管内

#### 4. 事実概要

当該業者は、関東地方整備局発注の「R4さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生 棟建築物法定点検業務」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調 査の資料提出を依頼したところ、令和4年10月26日、積算金額の誤りを理由にこれを拒否 した。

#### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、低入札価格調査を拒否したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

	措	置	要	件	期	間
15 別表第	<b>為をし、工事の</b>	に掲げる場合の		に関し不正又は不 箇当であると認め		